

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第三号

平成二十五年三月二十一日(木曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 保岡 興治君

理事 石原 宏高君 理事 奥野 信亮君

理事 原田 義昭君 理事 平沢 勝栄君

理事 ふくだ峰之君 理事 泉 健太郎君

理事 山田 宏君 理事 佐藤 茂樹君

安藤 裕君 井野 俊郎君

大串 正樹君 大塚 拓君

今野 智博君 白須賀貴樹君

新谷 正義君 助田 重義君

田所 嘉徳君 高橋ひなこ君

中村 裕之君 鳩山 邦夫君

藤井比早之君 宮内 秀樹君

宮川 典子君 宮澤 博行君

務台 俊介君 奥野総一郎君

後藤 祐一君 辻元 清美君

井上 英孝君 坂元 大輔君

丸山 穂高君 村上 政俊君

國重 徹君 井出 庸生君

佐々木憲昭君 玉城デニー君

総務大臣 新藤 義孝君

衆議院調査局第二特別調査 岩尾 隆君
室長

委員の異動

三月二十一日

辞任

石川 昭政君

吉川 赳君

岡田 克也君

同日

辞任

補欠選任

新谷 正義君

宮澤 博行君

辻元 清美君

補欠選任

新谷 正義君 石川 昭政君
宮澤 博行君 吉川 赳君
辻元 清美君 岡田 克也君

三月十九日

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

同日二十一日

公職選挙法の一部を改正する法律案(田嶋要君外五名提出、衆法第一号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(逢沢一郎君外五名提出、衆法第三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○保岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。新藤総務大臣。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○新藤国務大臣 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における公務員給与の改

定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要があります。ことから、所要の改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を

実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定します。

第二に、最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲出場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定します。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要

であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○保岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十二日金曜日午前八時四十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	投票区		投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
	投票区	投票日							
区市町村	投票区	投票日	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
	投票区	投票日							
市	投票区	投票日	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
	投票区	投票日							
町	投票区	投票日	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
	投票区	投票日							
村	投票区	投票日	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
	投票区	投票日							
区市町村	投票区	投票日	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日	投票区	投票日
五百人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
五百人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
千人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
千人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
二千人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
二千人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
三千人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
三千人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
五千人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
五千人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
一万人以上	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二
一万人未満	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二	二二二、二二二

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の数	区市町村	
	区	市
一人人以上	三〇四、〇四一	二九八、八〇〇
一万五千人未満	五二六、七五一	五八八、三三三
一万五千人以上	三四一、六七五	三三四、六八七
二万人未満	五八六、六五六	六六八、七五二
二万人以上	三六五、一四五	七三六、七六四
	六五四、六六八	三四四、二〇五
		七四五、〇八三

第四条第三項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の数	区市町村	
	区	市
一人人以上	平 日	平 日
一万五千人未満	一〇、五〇四 円	八、八〇四 円
一万五千人以上	一、二〇八 円	九、五〇八 円
二万人未満	一三、五八五	一〇、三五八
二万人以上	一五、五四七	一一、〇〇五
	四四二、〇七〇	一、八八五
		一一、八八五

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の数	区市町村	
	区	市
一人人以上	平 日	平 日
一万五千人未満	八、八〇四 円	八、八〇四 円
一万五千人以上	二、〇〇五 円	八、八〇四 円
二万人未満	一、〇〇五	九、五〇八 円
二万人以上	一一、〇〇五	八、八〇四 円
	一一、〇〇五	九、五〇八 円
		八、八〇四 円

投票区 の選 挙人の数	区市町村	
	区	市
一人人以上	平 日	平 日
一万五千人未満	二八、六二三	三三、〇一〇
一万五千人以上	二四、二一一	二八、六二三
二万人未満	三〇、九〇一	三五、〇一五
二万人以上	二八、六二三	三五、六五五
	二八、六二三	二八、六二三
	二八、六二三	二八、六二三

第四条第五項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	
	区	市		町	村
五千人未満	平日	休日	五千人未満	平日	休日
二千人以上 三千人未満	二〇六、一七二	三三九、七九八	二千人以上 三千人未満	一八〇、六七二	三二四、二九八
二千人未満	一八六、六三二	三三〇、二四八	二千人未満	一七三、八七二	三〇七、四九八
一千人以上 五百人未満	一三八、四六二	二四九、八一七	一千人以上 五百人未満	一一四、七〇九	二〇三、七九三
五百人以上 二百五十人未満	二二七、二七	二二六、二二一	五百人以上 二百五十人未満	一〇一、六二七	一九〇、七一
二百五十人以上 五十人未満	一三三、一七二	一八〇、六七二	二百五十人以上 五十人未満	一一三、三六二	二二四、七二七
五十人以上 二十人以上	二〇六、一七二	三三九、七九八	五十人以上 二十人以上	一七一、五〇九	三四九、六七七
二十人以上	二四八、一〇四	四〇四、〇〇一	二十人以上	二四二、八六三	四八〇、六九三
十人以上	二九〇、四四一	五三三、一五一	十人以上	二八五、二〇〇	五七四、七三三
五人以上	三三八、〇七五	五七三、〇五六	五人以上	三三二、〇八七	六五五、一五二
二千人以上	三五一、五四五	六四一、〇六八	二千人以上	三四四、五五七	七三三、一六四

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	
	区	市		町	村
五千人未満	平日	休日	五千人未満	平日	休日
二千人以上 三千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五	二千人以上 三千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五
二千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五	二千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五
一千人以上 五百人未満	五九、七六九	一七一、二二四	一千人以上 五百人未満	四八、七六六	一三七、八五〇
五百人以上 二百五十人未満	四八、七六六	一三七、八五〇	五百人以上 二百五十人未満	四八、七六六	一三七、八五〇
二百五十人以上 五十人未満	四八、七六六	一三七、八五〇	二百五十人以上 五十人未満	四八、七六六	一三七、八五〇
五十人以上 二十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇	五十人以上 二十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇
二十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇	二十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇
十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇	十人以上	四八、七六六	一三七、八五〇
五人以上	四八、七六六	一三七、八五〇	五人以上	四八、七六六	一三七、八五〇
二千人以上	八四、一五二	二四〇、〇四九	二千人以上	八四、一五二	二四〇、〇四九

第四条第七項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	
	区	市		町	村
五千人未満	平日	休日	五千人未満	平日	休日
二千人以上 三千人未満	一〇、五〇四	一一、二〇八	二千人以上 三千人未満	八、八〇四	九、五〇八
二千人未満	一一、二〇八	一一、二〇八	二千人未満	八、八〇四	九、五〇八
一千人以上 五百人未満	一一、七〇五	一三、五八五	一千人以上 五百人未満	九、六五四	一〇、三五八
五百人以上 二百五十人未満	一一、七〇五	一三、五八五	五百人以上 二百五十人未満	九、六五四	一〇、三五八
二百五十人以上 五十人未満	一一、七〇五	一三、五八五	二百五十人以上 五十人未満	九、六五四	一〇、三五八
五十人以上 二十人以上	一一、七〇五	一三、五八五	五十人以上 二十人以上	九、六五四	一〇、三五八
二十人以上	一一、七〇五	一三、五八五	二十人以上	九、六五四	一〇、三五八
十人以上	一一、七〇五	一三、五八五	十人以上	九、六五四	一〇、三五八
五人以上	一一、七〇五	一三、五八五	五人以上	九、六五四	一〇、三五八
二千人以上	一五、七五六	一六、八二二	二千人以上	一四、九〇六	一五、九六二
二千人未満	一六、六〇六	一七、六六二	二千人未満	一四、九〇六	一五、九六二
三千人以上	一七、四五六	一八、五二二	三千人以上	一七、一〇七	一八、三三九
三千人未満	一七、四五六	一八、五二二	三千人未満	一七、一〇七	一八、三三九
五千人以上	一九、六五七	二〇、八八九	五千人以上	一七、一〇七	一八、三三九
五千人未満	一九、六五七	二〇、八八九	五千人未満	一七、一〇七	一八、三三九
一万人以上	二六、二六〇	二八、〇二〇	一万人以上	二五、四七〇	二五、〇六一
一万人未満	二六、二六〇	二八、〇二〇	一万人未満	二五、四七〇	二五、〇六一
一万五千人以上	三〇、一六一	三三、〇九七	一万五千人以上	二八、二〇五	三三、六〇一
一万五千人未満	三〇、一六一	三三、〇九七	一万五千人未満	二八、二〇五	三三、六〇一
二万人以上	三三、五六三	三六、八五一	二万人以上	三三、五六三	三六、八五一
二万人未満	三三、五六三	三六、八五一	二万人未満	三三、五六三	三六、八五一

第四条第八項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村	
	区	市		町	村
五千人未満	平日	休日	五千人未満	平日	休日
二千人以上 三千人未満	八、八〇四	九、五〇八	二千人以上 三千人未満	八、八〇四	九、五〇八
二千人未満	八、八〇四	九、五〇八	二千人未満	八、八〇四	九、五〇八
一千人以上 五百人未満	八、八〇四	九、五〇八	一千人以上 五百人未満	八、八〇四	九、五〇八
五百人以上 二百五十人未満	八、八〇四	九、五〇八	五百人以上 二百五十人未満	八、八〇四	九、五〇八
二百五十人以上 五十人未満	八、八〇四	九、五〇八	二百五十人以上 五十人未満	八、八〇四	九、五〇八
五十人以上 二十人以上	八、八〇四	九、五〇八	五十人以上 二十人以上	八、八〇四	九、五〇八
二十人以上	八、八〇四	九、五〇八	二十人以上	八、八〇四	九、五〇八
十人以上	八、八〇四	九、五〇八	十人以上	八、八〇四	九、五〇八
五人以上	八、八〇四	九、五〇八	五人以上	八、八〇四	九、五〇八
二千人以上	一五、五三九	一六、六三九	二千人以上	一五、四〇七	一六、六三九
二千人未満	一五、五三九	一六、六三九	二千人未満	一五、四〇七	一六、六三九
三千人以上	一九、〇一六	一九、八六六	三千人以上	一七、六〇八	一九、〇一六
三千人未満	一九、〇一六	一九、八六六	三千人未満	一七、六〇八	一九、〇一六
五千人以上	二二、六〇一	二六、九九七	五千人以上	二〇、八八九	二五、〇六一
五千人未満	二二、六〇一	二六、九九七	五千人未満	二〇、八八九	二五、〇六一
一万人以上	二八、〇二〇	三三、六〇一	一万人以上	二五、四七〇	二五、〇六一
一万人未満	二八、〇二〇	三三、六〇一	一万人未満	二五、四七〇	二五、〇六一
一万五千人以上	三三、〇九七	三九、七三二	一万五千人以上	三〇、三三三	三三、六〇一
一万五千人未満	三三、〇九七	三九、七三二	一万五千人未満	三〇、三三三	三三、六〇一
二万人以上	三六、八五一	四四、四八六	二万人以上	三三、六〇一	四〇、三三三
二万人未満	三六、八五一	四四、四八六	二万人未満	三三、六〇一	四〇、三三三

五百人以上未滿	一千人以上未滿	二千人以上未滿	三千人以上未滿	五千人以上未滿	一万人以上未滿	一万人以上未滿	二万人以上未滿	二万人以上
一一、〇〇五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、四〇七	一一、四〇七	一一、四〇七	一一、四〇七
一一、八八五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、六三九	一一、六三九	一一、六三九	一一、六三九
八、八〇四	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、四〇七	一一、〇一〇	一一、〇一〇	一一、〇一〇	一一、〇一〇
九、五〇八	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、六三九	一一、七七〇	一一、七七〇	一一、七七〇	一一、七七〇
一一、〇〇五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、六〇八	一一、二二一	一一、二二一	一一、二二一	一一、二二一
一一、八八五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一九、〇一六	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七
一一、〇〇五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	三〇、九〇一	二八、六二三	二八、六二三	二八、六二三	二八、六二三
一一、八八五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	二八、六二三	三〇、九〇一	三〇、九〇一	三〇、九〇一	三〇、九〇一
八、八〇四	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一七、六〇八	二四、二二一	二四、二二一	二四、二二一	二四、二二一
九、五〇八	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一九、〇一六	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七
一一、〇〇五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一九、〇一六	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七
一一、八八五	一一、二〇六	一一、二〇六	一一、二〇六	一九、〇一六	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七	二六、一四七

第四条第九項第一号中「五万三千九百四十一円」を「五万八千九百七十八円」に改め、同項第二号中「五万七千二百三十三円」を「六万九百七十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万四千六百六十六円」を「六万二千三百円」に改め、同項第二号中「五万七千七百四十九円」を「六万三千二百三十三円」に改め、同条第十二項中「八百九十三円」を「九百三十五円」に改め、同項ただし書中「千七百八十六円」を「千八百七十七円」に、「千五百七十二円」を「千六百四十六円」に、「千五百二十七円」を「千五百九十九円」に、「千二百三十二円」を「千二百九十円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

投票の翌日 開票区の数 選挙人の数	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	区 市 町 村	円	区 市 町 村	円
五百人以上未滿	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
五百人以上未滿	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
千人以上未滿	一、六七一	一、六七一	一、六七一	一、六七一
千人以上未滿	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
二千人以上未滿	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
三千人以上未滿	二、四七一	二、四七一	二、四七一	二、四七一
五千人以上未滿	二、八七一	三、二七一	二、八七一	三、二七一
一万人以上未滿	二、八七一	三、二七一	二、八七一	三、二七一
一万人以上未滿	四、〇七一	四、四七一	四、〇七一	四、四七一

一万五千人以上未滿	五、二七一	五、二七一	五、二七一
一万五千人以上未滿	五、二七一	五、二七一	五、二七一
二万人以上未滿	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一
二万人以上未滿	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一
二万人以上未滿	六、〇七一	六、四七一	六、〇七一
二万人以上未滿	六、八七一	七、二七一	六、八七一
二万人以上未滿	六、八七一	七、二七一	六、八七一
二万人以上未滿	六、八七一	七、二七一	六、八七一

3 期日前投票所が市町村(特別区を含む)の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。
第五条第一項の表を次のように改める。

投票の翌日 開票区の数 選挙人の数	平		日		休	
	円	円	円	円	円	円
千人以上未滿	二二二、八五九	二二二、八五九	二二二、八五九	二二二、八五九	二二二、八五九	二二二、八五九
千人以上未滿	三二七、九五三	三二七、九五三	三二七、九五三	三二七、九五三	三二七、九五三	三二七、九五三
二千人以上未滿	四二一、二八九	四二一、二八九	四二一、二八九	四二一、二八九	四二一、二八九	四二一、二八九
三千人以上未滿	五二五、七七一	五二五、七七一	五二五、七七一	五二五、七七一	五二五、七七一	五二五、七七一
五千人以上未滿	六一九、四四九	六一九、四四九	六一九、四四九	六一九、四四九	六一九、四四九	六一九、四四九
一万人以上未滿	七二二、五九五	七二二、五九五	七二二、五九五	七二二、五九五	七二二、五九五	七二二、五九五
一万人以上未滿	八三三、〇五〇	八三三、〇五〇	八三三、〇五〇	八三三、〇五〇	八三三、〇五〇	八三三、〇五〇
二万人以上未滿	九八八、八八五	九八八、八八五	九八八、八八五	九八八、八八五	九八八、八八五	九八八、八八五
三万人以上未滿	一、一〇六、二八〇	一、一〇六、二八〇	一、一〇六、二八〇	一、一〇六、二八〇	一、一〇六、二八〇	一、一〇六、二八〇
投票の翌日	平	日	休	日	休	日
開票区の数	一六二、九六八	一六二、九六八	一六二、九六八	一六二、九六八	一六二、九六八	一六二、九六八
選挙人の数	一六四、七八四	一六四、七八四	一六四、七八四	一六四、七八四	一六四、七八四	一六四、七八四

第五条第二項の表を次のように改める。

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日
二十人以上未滿	二五三、〇七五	二五七、四七五
三千人以上未滿	三四四、一八二	三五〇、一六六
五千人以上未滿	四三五、二八九	四四二、八五七
一万人以上未滿	五二六、三九六	五三五、五四八
一万五千人以上未滿	六一七、五〇三	六二八、二三九
二万人以上未滿	七二八、八五六	七四一、五二八
三万人以上未滿	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万人以上	九四一、四三九	九五七、八〇七

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日
二十人以上未滿	二二三、三〇七円	二三五、一二三円
三千人以上未滿	三三一、一五三	三三五、五五三
五千人以上未滿	四三九、二四一	四四五、二二五
一万人以上未滿	五三八、四七五	五四六、〇四三
一万五千人以上未滿	六四六、九〇五	六五六、〇五七
二万人以上未滿	七四五、八〇三	七五六、五三九
三万人以上未滿	八七六、〇六六	八八八、七三八
三万人以上	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九
三万人以上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日
二十人以上未滿	一七〇、四一六円	一七三、二三二円
三千人以上未滿	二六六、二七五	二七〇、六七五
五千人以上未滿	三六二、一三四	三六八、一一八
一万人以上未滿	四五七、九九三	四六五、五六一
一万五千人以上未滿	五五三、八五二	五六三、〇〇四
二万人以上未滿	六四九、七一一	六六〇、四四七
三万人以上未滿	七六六、八七二	七七九、五四四
三万人以上	九一五、九八六	九三一、一二二
三万人以上	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一

第五条第五項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票の翌日
二十人以上未滿	六一、八九一円	二二四、〇〇三円
三千人以上未滿	六四、八七八	三〇二、五五三
五千人以上未滿	七七、一〇七	四〇〇、三四五
一万人以上未滿	八〇、四八二	四八九、二八三
一万五千人以上未滿	九三、〇五三	五八七、四一七
二万人以上未滿	九六、〇九二	六七六、〇一九

第五条第六項の表を次のように改める。

一万五千人以上	一〇九、一九四	七九三、六九八
二万人未満	一一八、三〇七	九三五、九〇九
三万人以上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二

開票区の選挙人の数	金	額
千人未満	一五二、一一二	円
二千人未満	二三七、六七五	
三千人未満	三二三、二三八	
五千人未満	四〇八、八〇一	
一万人未満	四九四、三六四	
二万人未満	五七九、九二七	
三万人未満	六八四、五〇四	
四万人未満	八一七、六〇二	
五万人以上	八八四、一五一	

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人未満	二二三、八五九	円	二二六、六七五
二千人未満	三二七、九五三		三三二、三五三
三千人未満	四二一、二八九		四二七、二七三

第五条第八項の表を次のように改める。

三千人未満	一、一〇六、二八〇	一、一二二、六四八
二万人未満	九八八、八八五	一、〇〇四、〇二一
一万五千人以上	八三八、〇五〇	八五〇、七三二
一万五千人未満	七二三、五九五	七二四、三三二
一万人以上	六一九、四四九	六二八、六〇一
一万人未満	五二五、七七一	五二三、三三九

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人未満	一六一、九六八	円	一六四、七八四
二千人未満	二五三、〇七五		二五七、四七五
三千人未満	三四四、一八二		三五〇、一六六
五千人未満	四三五、二八九		四四二、八五七
一万人未満	五二六、三九六		五三五、五四八
一万五千人以上	六一七、五〇三		六二八、二三九
一万五千人未満	七二八、八五六		七四一、五二八
二万人以上	八七〇、五七八		八八五、七二四
三万人以上	九四一、四三九		九五七、八〇七

開票区の選挙人の数	投票の翌日	平日	休日
千人未満	二三一、三〇七	円	二三五、一二三

第五條第十項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票日	休日
二千人以上未滿上	三三二、一五三	三三五、五五三	
二千人以上未滿上	四三九、二四一	四四五、二二五	
三千人以上未滿上	五三八、四七五	五四六、〇四三	
五千人以上未滿上	六四六、九〇五	六五六、〇五七	
一万人以上未滿上	七四五、八〇三	七五六、五三九	
一万五千人以上未滿上	八七六、〇六六	八八八、七三八	
二万人以上未滿上	一、〇三四、二九三	一、〇四九、四二九	
三万人以上未滿上	一、一五五、三八四	一、一七一、七五二	

第五條第十項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	投票の翌日	開票日	休日
千人以上未滿上	一七〇、四一六円	一七三、二三二円	
二千人以上未滿上	二六六、二七五	二七〇、六七五	
三千人以上未滿上	三六二、一三四	三六八、一一八	
五千人以上未滿上	四五七、九九三	四六五、五六一	
一万人以上未滿上	五五三、八五二	五六三、〇〇四	
一万五千人以上未滿上	六四九、七一一	六六〇、四四七	
二万人以上未滿上	七六六、八七二	七七九、五四四	
三万人以上未滿上	九一五、九八六	九三一、一二二	
三万人以上未滿上	九九〇、五四三	一、〇〇六、九一一	

第五條第十一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	開票日	休日
千人以上未滿上	六一、八九一円	二二四、〇〇三円
二千人以上未滿上	六四、八七八	三〇二、五五三
三千人以上未滿上	七七、一〇七	四〇〇、三四五
五千人以上未滿上	八〇、四八二	四八九、二八三
一万人以上未滿上	九三、〇五三	五八七、四一七
一万五千人以上未滿上	九六、〇九二	六七六、〇一九
二万人以上未滿上	一〇九、一九四	七九三、六九八
三万人以上未滿上	一一八、三〇七	九三五、九〇九
三万人以上未滿上	一六四、八四一	一、〇四八、九九二

第五條第十二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人の数	金額	額
千人以上未滿上	一五二、一二二円	
二千人以上未滿上	二三七、六七五	
三千人以上未滿上	三二三、二三八	
五千人以上未滿上	四〇八、八〇一	
一万人以上未滿上	四九四、三六四	
一万五千人以上未滿上	五七九、九二七	

一万五千人以上	六八四、五〇四
二万人未満	八一七、六〇二
三万人以上	八八四、一五一

第五条第十七項中「こえる」を「超える」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改める。
 第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金	額
衆議院小選挙区選出議員選挙会		六六四、〇一七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会		一、二〇三、二七六
参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会		二、二七四、六四七

第六条第二項中「四十三万七千五百二十六円」を「四十三万三千六百四十二円」に、「六十二万七千七百二十円」を「六十二万六千二百円」に、「百十三万九千八百八十五円」を「百十二万九千三百十円」に改め、同条第三項中「二万六千七百七十五円」を「二万八千三十五円」に改め、同項ただし書中「五万三千五百五十円」を「五万六千七十円」に、「四万七千二百二十四円」を「四万九千三百四十二円」に、「四万五千七百八十五円」を「四万七千九百四十円」に、「三万六千九百五十円」を「三万八千六百八十八円」に改める。
 第七条第一項の表を次のように改める。

都道府県の世帯数	選挙	
	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
一 三十万未満	円 銭	円 銭
二 三十万以上四十万未満	円 銭	円 銭
三 四十万以上五十万未満	円 銭	円 銭
四 五十万以上七十万未満	円 銭	円 銭
五 七十万以上百万未満	円 銭	円 銭
六 百万以上	円 銭	円 銭

第八条の二の表を次のように改める。

区画数	区市町村	
	区	市
九 未満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円
九 以上 十三 未満	一六、二七五	一五、三二五
十三 以上	一七、八五〇	一六、八〇〇
		町 村
		一五、七五〇

第九条第一項の表を次のように改める。

休日	開催の時間		金額
	平日	休日	
	昼間(午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。)	七、九二一円	額
	夜間(午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。)	二四、五二八円	
		二五、八四九円	

第九条第二項中「一万六千九百九十八円」を「一万六千五百五十五円」に、「一万八千三百五十九円」を「一万七千八百二十六円」に改め、同条第六項中「三百五十七円」を「三百七十四円」に改め、同項ただし書中「七百十四円」を「七百四十八円」に、「六百二十八円」を「六百五十八円」に、「六百十円」を「六百四十円」に、「四百九十三円」を「五百十六円」に改める。
 第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区分	
	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、五三五、三六三円	一三、四四七、五五三円
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、一八五、九三三円	一六、一七二、九四一円
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、六三六、二一五円	一八、八一〇、〇七六円
選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	二七、〇〇二、六六四円	二〇、四九五、二七五円
選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	三〇、六八九、七八三円	二三、三六一、五八九円
選挙人の数が五百五十万人以上百万人未満のもの	三五、八二五、三七五円	二七、三六八、六四七円

町 村	市(大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。)	区	都道府県	認定出先機関	都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	選挙人の数が三百万人以上のもの											
					選挙人の数が五万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が三百五十万人以上五百万人未満のもの	選挙人の数が五百人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	
選挙人の数が千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が五千人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が三百五十万人以上五百万人未満のもの	選挙人の数が五百人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの			
一、一〇一、九三九	六二七、五四三	四二〇、〇九四	三九一、八五〇	一一、七五〇、二七二	九、四三四、二一五	六、五九七、六七四	四、三三二、五七五	三、二二八、三八七	一一、一七八、二六〇	九、一三九、九五四	七、四七一、五二〇	六、二六一、七〇八	一〇、三三四、九五一	二、五九四、六九〇	四、九〇四、七六六	六九、八三六、五八二	四三、一四六、〇八六		
九五八、一六〇	五八〇、四〇七	四〇二、九七五	三七四、七三一	一一、一三一、一四五	八、八〇九、五三四	六、一一〇、五六八	四、〇一四、一二〇	二、九五六、六一六	一〇、六七六、二二〇	八、五三五、七〇六	六、七九九、一四〇	五、五五五、二六二	八、三一七、五二六	二、〇四一、〇〇二	三、八五三、五〇五	五二、八三九、一一七	三三、四九八、六三四		
第十三条第二項の表を次のように改める。																			
区	都	市	認定出先機関	都道府県	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	選挙人の数が七十五万人以上一百万人未満のもの	選挙人の数が一百万人以上二百五十万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	選挙人の数が三百五十万人以上五百万人未満のもの	選挙人の数が五百人以上一万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上のもの	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
																		九、六五五、〇六三	七、六四四、九一五
四、四四七、八一三	四、三七三、六〇六	九、三九九、〇四〇	二、二六四、四四四	四、四一七、五七六	二〇、二〇八、六七七	一五、四五〇、〇四八	一五、二六八、〇五四	一四、二八六、四六四	一三、七七二、三七五	一一、七八九、七八五	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	一一、二二二、四二四	二、六二五、八五四	二、三八二、一一一
三、七九二、五四一	三、六八四、二六八	七、四二二、二八〇	一、七四一、一二三	三、四一一、四七〇	一五、九九六、六五〇	一一、三四六、九二五	一一、二〇五、三七三	一一、三八三、三九八	一〇、九五九、二二二	一〇、一三七、二三七	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	八、八九一、〇七六	二、三二二、二二二	二、三二二、二二二

第十三条第四項中「一万七千円」を「一万二千二百四十四円」に、「五千三百五十五円」を「五千六百七円」に改め、同項の表を次のように改める。

選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二
	選挙人の数が二万人以上のもの	七六、〇五六

都道府県、市町村等	都道府県	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
一級地	二二、四二八円	一一、二一四円
二級地	一九、七三七	九、八六八
三級地	一九、一七六	九、五八八
四級地	一五、四七五	七、七三八

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「二、二七四、六四七」に、「一、二七四、二〇七」を「一、二七五、六七六」に、「百十三万九百八十五円」を「百二十九万九百三十円」に、「六十九万九千円」を「六十八万三千九百八十円」に改める。
第二十一条中「第四条第十五項」の下に、「第四条の二第三項」を加える。

の項中「第四条第十五項」の下に、「第四条の二第三項」を加える。

理由
最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
3 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)

平成二十五年三月二十九日印刷

平成二十五年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F